

朝 監 発 第 4 3 号  
令和3年11月29日

朝 日 町 長 鈴木 浩 幸 殿  
朝 日 町 議 会 議 長 阿 部 為 吉 殿  
朝 日 町 教 育 委 員 会 教 育 長 堀 俊 一 殿  
朝 日 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 白 田 和 好 殿  
朝 日 町 農 業 委 員 会 会 長 鈴 木 好 一 殿

朝日町代表監査委員 阿部 憲 明



令和3年度朝日町一般会計・特別会計・企業会計財務監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により財務監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

## 記

### 1. 監査の実施期間

- 10月12日(火) 議会事務局
- 10月14日(木) 農林振興課、農業委員会
- 10月15日(金) 健康福祉課 (特別会計を含む)
- 10月18日(月) 総務課
- 10月19日(火) 政策推進課
- 10月21日(木) 教育文化課
- 10月22日(金) 総合産業課
- 10月25日(月) 建設水道課 (特別会計、企業会計含む)
- 10月26日(火) 建設水道課 (現場調査)
- 10月27日(水) 税務町民課、町立病院

### 2. 監査の執行者

- 朝日町監査委員 阿部憲明
- 朝日町鑑査委員 阿部正明

### 3. 監査の対象

令和3年度各課所管事務事業

- (1) 令和3年9月末日現在における予算執行状況について
- (2) 事務事業の管理運営について
- (3) 契約状況について
- (4) 補助金について
- (5) その他

### 4. 監査の方法

令和3年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

### 5. 監査の着眼点

- (1) 各事業、予算が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか
- (2) 令和2年度決算審査等で指摘のあった事項が改善または検討されているか
- (3) 各所属所管業務の諸課題への対応は適切になされているか
- (4) コロナ禍に対応する事業等は適切に行われているか

### 6. 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和4年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、別紙「令和3年度財務監査所見」について留意されたい。

(別紙)

## 令和3年度 財務監査 所見

### 1. 町政運営について

#### (1) 新たなまちづくりについて

- 町は、第6次総合発展計画に基づき施策を積極的に展開してきているが課題山積である。人口減少、少子高齢化など従前の課題に加え、ウイズコロナ、持続可能な開発目標(SDGs)、ゼロカーボンやデジタルトランスフォーメーション(DX)といった新たな社会潮流への対応が求められており、第6次総合発展計画の中間見直しは、まことに時宜を得たものといえる。
- 見直しにあたっては、空気神社をはじめとする町の財産の評価、転出入の要因分析など今日的価値基準での検討とともに、町民コンセンサスを得ることが重要である。  
県内外のみならず地球的な視点に立った町の位置付けを明確にした新たなまちづくりへの挑戦を期待したい。

#### (2) 協働のまちづくりについて

##### 政策評価について

- 町においては「観光の経済的効果」の試算を行っている。まちづくりを推進するうえで大いに示唆されるものである。  
現在、第6次総合発展計画等において目標を数値化し、その達成度を一つの評価軸として町政を運営している。しかしながら、この目標値は、まちづくりにおいてどのような意味を持つかについて明確でない側面を有する。
- 町民の使命、役割について理解が進み、「まちづくりの主役は地域住民」を具現化していくためにも、数値目標という定量的な要素に町の姿といった定性を付加した政策評価に期待する。

##### 学校情報の提供について

- コミュニティスクールは、学校、保護者、地域が課題を共有し、サポータークラブが自然発生的に組織化され、地域協働本部として昇華するなど着実に進展していることは高く評価される。

学校教育においては、個別最適な学びとともに協働的な学びが求められており（中央教育審議会、令和3年1月答申）、学校現場はもとより地域社会での体験活動が重視されている。

学校だより等で子どもの姿が紹介されることにより、町民の子どもや学校に対する関心が高まり、地域や家庭の役割はといったことが改めて喚起される。

- いじめ、体力、学力など多種多様な全国調査が実施されている。町の子どもの実態を知るうえで貴重な資料であるが、地域等への情報提供は十分とはいえない。数字の独り歩きに留意しながら、なお一層の努力を要請する。

議会各委員会の審議状況について

- 議会中継、議会だよりの充実、地域懇談会の開催（本年度は代替としてアンケート実施）と意見書提出など、議会活動の見える化が進展している。  
しかしながら、議会活動の中心となるべき各常任委員会の活動については、町民は知りうる術を持たない状況にある。常任委員会の審議状況についても議会だより等での周知について検討されたい。

## 2. 法令等に基づく適切な事務処理について

### (1) 契約事務について

- 契約は各種行政分野における政策の実現手法であり、行政運営の枢要な事務で、より高い公平性や透明性が求められる。  
町ではマニュアルを作成し研修を開催（近年、コロナ禍で未実施）するなど適切な執行に努めているが未だ徹底されていない。  
本監査に限っても、設計価格や予定価格の不備、納品、請求や支払いの遅延、委託先の不明確、変更に関する規定、事務代決及び専決事務に関する規定の適用条項の瑕疵等の事例がみられた。細心の注意を要請する。
- 研修の再開にあたっては、より実践形式のものとし、前例踏襲からの脱却に向けた意識改革や決裁の各段階におけるチェック機能の強化に力点を置くなど、各所属の実態に則した工夫が重要である。

### (2) 企業会計について

- 病院事業及び水道事業は地方公営企業法の適用を受ける事業であり、その会計処理にあたっては、法第20条において「すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上」と規定されている。

- 水道事業において、例月出納検査など決算以外で作成されている貸借対照表は、いわゆる現金主義に基づいていることは適切でない。  
集落排水事業が令和 5 年度に公営企業会計に移行することとなっている。会計システムの構築などの作業とも連動させながら、水道事業会計全般にわたって検討し速やかに是正されたい。
- 病院事業の未払金、及び水道事業の未収金において会計処理上の瑕疵がみられた。費用及び収益の発生事実と勘定科目との乖離など経営や事業者に遡及する内容ではないと思料される。早急に原因を解明し、財務諸表の修正など必要な措置を講じられたい。

### (3) 財務規則（昭和 57 年 3 月規則第 4 号）について

- 行政は第一義的には法令等に則して執行するものである。財務規則は町の財務について必要な事項を規定しており、行政執行上のバイブル的な役割を担っている。  
国の法令や町の他の法令等との整合は必要不可欠である。しかるに、町は、その都度必要最低限の改正にとどまっていることから、改正漏れが随所に散見される。早期の整備を強く要請する。  
なお、改正作業には多大な労力と時間を要することが容易に想定される。全部改正も視野に入れるなど効率性を重視した検討が重要である。

## 3. 組織体制について

- コロナ禍対策など行政需要の増大により職員の時間外勤務が増加している。一方、働き方改革が社会的な要請となっている。
- コロナ禍対策については、プロジェクトチームの編成や応援体制の整備など全庁的な取組みを構築するなど時間外勤務の縮減に向けた配意がなされている。かかる対応にもかかわらず、プロジェクトチームにおいて時間外勤務の年間目標時間である 360 時間を 4 ~ 9 月の半期で既に超過した職員が 4 名を数える。  
業務の絶対量の大きさに加え、専門職への偏重等が要因としてあげられ、各課共通の課題となっている。
- 育休などにより常時勤務を要する職に欠員が生じたとき、緊急のときや臨時の職に関するときは、いわゆる 22 条職員（地方公務員法 22 条の 3 第 4 項）の採用ができることとされている。過重労働といった事態を回避する観点からも、職員一人当たりの業務量の平準化とともに 22 条職員の採用についても検討されたい。

- 近年、職員採用応募者が減少してきており、職員の確保が難しい状況にある。選ばれる職場として、魅力づくりに研究、実践、発信を推進するとともに、応募要件の見直し等についても検討されたい。